

高速道路が利用しやすくなり、車の購入を考え始めたご家庭も多いのではないのでしょうか。初めて購入する場合、取りあえず中古車と思う方も多いようです。しばらく運転していなかったり、免許を取ったばかりのときも、価格が手ごろで気軽に乗れる中古車は求めやすいともいえます。しかし、中古車は同じ車種、年式でも走行距離や修理歴などにより品質に大きなばらつきがあり、新車を購入するときとは違う注意点があります。中古車購入の際に注意したいポイントを知り、トラブルを未然に防ぎたいものです。



事例1

中古車の購入契約をキャンセルしたら、高額なキャンセル料を請求された!

免許を取ったので、まずは中古車をとって仕事帰りに中古車の展示販売会場に行きました。値段も手ごろでいいなあと思う車がありました。下見のつもりで行ったことだし、他店も見ながら決めようと思っていました。が、販売員に、この車種は人気があるので、早く決めないと売れてしまうかもしれませんと言われ、焦って購入の契約をしてしまいました。しかし、少し



不安だったので友人に相談してみたところ、やはり他店も見に行き検討した方がいいし、試乗もしてみた方がいいと言われ、翌日朝一番に電話でキャンセルを申し出ました。すると、契約は成立しているのに、車両代の20%をキャンセル料として請求すると言われてしまい困っています。支払わなくては行けないのでしょうか。



アドバイス

すぐに支払わず、以下のポイントを確認してください。

(社)中古自動車販売協会連合会(中販連)の会員会社が原則として採用している標準約款では、現金払いの場合(1)自動車の登記がなされた日(2)注文者の依頼による車両の修理・改造・架装等に着手した日(3)車両の引渡し日がなされた日、のいずれか早い日が契約の成立日とされています。この約款によれば、契約書に署名・捺印していたとしても契約は成立しておらず、キャンセル料も支払う必要がないといえます。

割賦販売・ローン提携販売・立て替え払い付き販売の場合は、それぞれの契約書に定められている日が契約の成立日です。中販連の会員会社ではない場合でも、キャンセルした場合の実損分を基に、妥当な金額を話しあってみましょう。契約書で高額なキャンセル料が定められていたとしても、業者に一方的に有利な内容は消費者契約法第9条1号で無効と考えられています。

事例2

中古車を購入したが、エンジンの調子が悪く 何度修理しても直らない!

車を買うのは初めてだったので、販売員の説明を受けながら選びました。特に遠出をする予定もなく、近所に買い物に行ったり塾の送り迎えをする程度の利用なので、軽自動車で十分だと思っていました。探していると、形や色が気に入った車が見つかり、状態もいいしお買い得



すと販売員に言われたので契約しました。しかし、乗り始めてすぐにエンジンの調子が悪くなり、何度か修理したのに直りません。こんな車は解約したいのですが、可能でしょうか。



アドバイス

契約時に気付くことができない問題点があった場合、解約できる可能性があります。

何度修理しても直らない車は、本来あるべき品質、性能がないといえます。契約する時に気付くことができない問題点(隠れた瑕疵)があったと考えられます。契約者はそれによって、契約の目的を達成することができないと認められれば、解約も可能だと考えられます。解約ではなく交換したいという希望を持つ方もいらっしゃると思います。しかし、

中古車は同じ車種、年式であっても1台1台違うため、同じ車はないということになり、基本的に交換は不可能です。



シ リ ー ズ 消 費 生 活

第39回 中古車販売

中古車を購入するときは、より慎重に検討を!

～品質にばらつきのある中古車。購入の際は注意点をしっかりチェックしましょう～

◇資料提供:神奈川県民部消費生活課 <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/syohi>

●●●トラブルに合わないために●●●

信頼できる店で綿密にチェック。契約書の記載もしっかり確認しましょう。

- ① 購入前に、予算、希望の車種を具体的に決めておきましょう。購入費用は、車両代以外に、登録、車検、税金などが必要になります。
- ② 信頼のおける良心的な販売店、信頼できる情報網を利用しましょう。中販連など業界団体の会員になっているのが目安になります。
- ③ フロントガラスのところのプライスボードには、価格だけでなくさまざまな情報が提示されています。以下をしっかりと確認しましょう。
走行距離 修復歴 保障の有無 定期点検整備実施の有無
- ④ 購入したいと思う車が見つかったら、まず実際に見て、試乗して車の状態を確認しましょう。
- ⑤ 契約書に署名・捺印する前に、契約条項をしっかりと確認しましょう。自動車の契約は、クーリング・オフが適用されません。十分納得してから契約するようにしましょう。
- ⑥ 納車の際には、しっかりと車本体を確認しましょう。注文書と車を比較し間違いがないか、車検証の記載事項に間違いがないかをきちんとチェックしましょう。

十分に検討してから中古車購入を

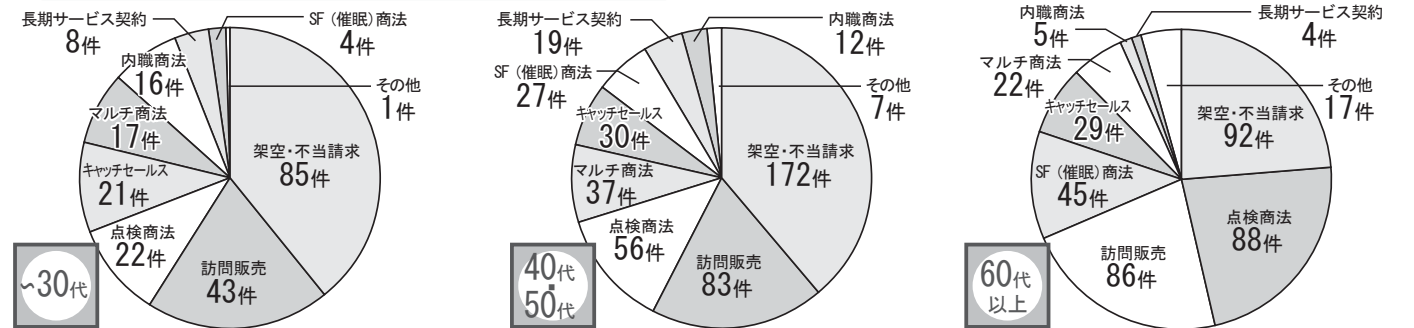
中古自動車契約には慎重さが必要だということをご理解いただけたでしょうか。最近では、インターネットでの取引もよく見受けられます。自動車に限ったことではありませんが、実物を見ないで契約しトラブルになるケースも多々見受けられ、リスクは大きいと覚悟しておいた方が良いでしょう。中古自動車契約の基本は、実物をしっかりと見る、表示を確認し目に見えない車の状態を把握するなど。新車購入時よりも、より注意深い態度が望ましいでしょう。車のことはよく分からないという場合は、詳しい人に相談してみるのもいいですね。また、万が一トラブルになった場合は、なるべく早く居住地の消費者センターに相談しましょう。



コープかながわ「消費者被害をなくそう会」 組合員の消費者被害アンケートより 第2回

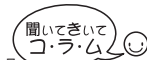
消費者被害の実情を把握することを目的に、今年の消費者月間(5月)にアンケートを実施しました(回答数2,650名・複数回答あり)。アンケート結果をもとに消費者被害の傾向を知り、自分の身を守りましょう。

Q. どのような被害に遭いましたか?あるいは遭いそうになりましたか?

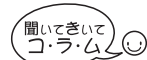


●各世代とも「架空・不当請求」が第1位となっています。自宅に多い60歳代以上では「点検商法」や「訪問販売」、「SF(催眠)商法」被害も多く見受けられます。

アンケートより 息子がバイト探しのつもりでアメリカ製の健康飲料を売り込む被害に遭いそうに…。「自分の口座を作りたい」と言ったため怪しいと思い追求、発覚した。(マルチ商法の事例)



1カ月後に、健康診断。やせなきゃと思いつつ、つついお菓手に手が…。あと2kg減にしたいわあ。(鎌倉市 ありす)



4月から小学生になった孫娘に「学校はどう?」と聞いたら「隣の席の男の子が、結婚しようというので困るの」「うんて言っではダメよ」本気で心配したバアバでした。(相模原市 まーさん)